

【八王子労働基準監督署長からのお知らせ 29.秋号】

全国労働衛生週間の準備は大丈夫ですか？

- Safe Work TOKYO -



- ・ **治療と仕事の両立支援**：「働き方改革実行計画」（29.3）に基づき取組を推進。費用助成、産業保健総合支援センターによる支援の活用など
- ・ **ラベルでアクション**：化学物質による健康障害防止 改正安衛法の普及・定着。ラベル表示、安全データシート（SDS）の入手・交付、リスクアセスメントの確実な実施など
- ・ **STOP！熱中症「クールワークキャンペーン」**：WBGT 値（暑さ指数）の正確な把握と予想される場合の作業時間の見直し及び単独作業の回避など
- ・ **過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進**：過労死等防止対策推進法（26.11）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱（27.7）」に基づき、過労死等の防止のための対策に取組
- ・ **メンタルヘルス対策の取組強化**：過労死等ゼロ緊急対策（28.12）に基づき企業におけるメンタルヘルス対策の取組の推進（ストレスチェック制度：労働者 50 人以上の事業場は義務化、報告も。）

『全国労働衛生週間』期間：平成 29 年 10 月 1 日から 7 日（準備期間：平成 29 年 9 月 1 日から 30 日）

『働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場』

【関連行事】産業保健フォーラム IN TOKYO 2017（参加費無料）

～「こころ」「からだ」「しごと」かけがえのないあなたとわたし～

平成 29 年 10 月 26 日（木）10 時 30 分～16 時 30 分 ティアラこうとう（江東区住吉）

* くわしい内容や申込方法の検索は…[産業保健フォーラム IN TOKYO 2017](#)

最低賃金改正 東京都 958円 (29.10.1～)



原則すべての働く方に適用されます。もちろん、パート・アルバイトにも。

最低賃金が改正されます。使用者は、効力発行日（東京都の場合 平成 29 年 10 月 1 日）以降の労働に対して最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。また、各都道府県で最低賃金額や改正発効日が異なっていますので、ご確認ください。

【近接県の最低賃金改正状況】

県名	改正額	現行最低賃金額	引上額	改正発効日
神奈川県	956円	930円	26円	29.10.1
埼玉県	871円	845円	26円	29.10.1
千葉県	868円	842円	26円	29.10.1
山梨県	784円	759円	25円	29.10.14

*** 仕事休もっ化計画 *** ～走り続ける大切さも、休む大切さも覚えた。～

労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？

【キッズウィーク】平成 30 年度から地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して休業日を分散化する取組がスタートします

【10 月は年次有給休暇取得促進期間です。】[「働き方・休み方改善ポータルサイト」](#)<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

- ・ **第 12 次東京労働局労働災害防止計画推進中**：平成 29 年 1 月～7 月末（29.7 月末現在）八王子署管内の死傷者数 267 件（前年同期 264 件 1.1%増）。さらなる安全対策の徹底をお願いします。
- ・ **「無期転換ルール取組促進キャンペーン（平成 29 年 9 月・10 月）」**：平成 30 年 4 月から無期労働契約への転換申込みが本格化。残りわずか半年です。準備をお願いします。<http://muki.mhlw.go.jp/>

八王子労基署からの情報は…

八王子労働基準監督署からのお知らせ

検索